



働くという未来への歩みに
安心感と歓びを

令和8年8月号

未来歩 だより

【10月施行の法改正】 カスハラ・求職者等へのセクハラ対策の義務化

先月号に続いて今回も法改正情報のお届けです。今年の10月から「カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）」と「求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下、就活セクハラ）」への対策が事業主の義務となります。具体的に行わなければならない対策について厚労省から講ずべき措置の指針が示されていますが、すでに対策が義務化されているセクハラ、パワハラ、マタハラ対策を参考に取り組める内容もあります。しかし、今回新たに追加される2つのハラスメントにはこれまでのハラスメントと大きな違いがあります。これまでのハラスメントでは多くの事例で行為者も被行為者も自社の従業員であるのに対し、カスハラは行為者が顧客や取引先など外部の人であること、就活セクハラは被行為者が求職者というこれまた外部の人であるということです。そのため法定の対策を講じる際にも実際にハラスメントが発生した場合においても、これまではなかった難しい対応が求められることになります。

法改正への対応やこの機会に社内体制を整備したいという会社様はぜひご相談ください！



助成金や労務情報を積極的に
お届けする「提案型」の
社労士事務所です！

代表 特定社会保険労務士
かいとうあゆみ
皆藤 歩



「手間のかかる労務管理をアウトソーシングしたい」
「助成金を活用したい」といった具体的なお話から
「法律や人のことに悩まずに事業をしたい」
「人材確保と定着のために、法令遵守だけではなく
プラスアルファの取り組みをしたい！」
といったご相談まで、お気軽にお聞かせください。

みらいふ
社会保険労務士事務所 未来歩

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-17-11

<https://miraif-sr.com/>



今月のひとこと

令和8年熊本地震により被害に遭われた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。仕事に亡くなられた方も多数おられるということで本当に言葉になりません。被災地の1日も早い復旧を心よりお祈りいたします。